

都立学校施設開放事業における利用者の負担のお知らせ

日頃から、東京都教育委員会の都立学校施設開放事業に御理解いただき、ありがとうございます。
さて、施設使用に当たっては、次のとおり光熱水費の一部を負担していただいております。登録団体の皆様におかれましては、この趣旨を御理解の上御利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

目的は？

都教育委員会では、学校教育に支障のない限り、都立学校施設開放を実施しています。照明を使用する屋外施設の夜間開放及び屋内施設開放においては、施設照明費相当の御負担を利用団体の皆様をお願いしています。また、健康管理のため夏季（おおむね7月～9月）及び冬季（おおむね12月～3月）に空調の使用を希望する場合は、空調の光熱水費相当額の御負担もお願いいたします。

内容は？

【対象施設】

〔照明〕 屋内施設（例：体育館、武道場、視聴覚ホール等）及び照明を使用する屋外施設（例：グラウンド、テニスコート等）です。

〔空調〕 空調が設置されており、施設開放時に空調の使用が可能である施設

【負担金額】

詳しい金額は、各学校からお知らせします（参考までに別表を御覧ください。）。

【納付方法】

指定された納付書を使用して、必ず、使用日の前日までに金融機関等において納付してください。照明を使用する屋外施設の使用については、使用後一週間以内に納付してください。

【留意事項】

納付された光熱水費負担金は、原則として払戻しいたしません。

事前に納付した光熱水費負担金を、他の開放日の光熱水費負担金として充てることもできません。

光熱水費負担金の納付義務が発生しない使用取消申告は、納付期限の前日までです。

（参考）光熱水費負担額表 ※負担額は原則1使用区分（3時間以内）を基準とする。

【都立学校施設開放光熱水費負担額表（照明代）】

各施設の定格電力 (kW区分)	各施設の負担額 (円/3時間※)	各施設の定格電力 (kW区分)	各施設の負担額 (円/3時間※)
20以上～25未満	1,300	40以上	2,500
15以上～20未満	1,000	35以上～40未満	2,200
10以上～15未満	神津高校 700	30以上～35未満	1,900
5以上～10未満	400	25以上～30未満	1,600
5未満	0		

【都立学校施設開放光熱水費負担額表（空調／電気）】

各空調の中間標準 電力 (kW区分)	各施設の負担額 (円/3時間※)
35以上	2,200
25以上～35未満	1,600
15以上～25未満	1,000
5以上～15未満	400
5未満	0

【都立学校施設開放光熱水費負担額表（空調／ガス）】

各空調の中間標準 ガス消費量 (kW区 分)	各施設の負担額 (円/3時間※)
105以上	2,300
75以上～105未満	1,700
45以上～75未満	1,000
15以上～45未満	400
15未満	0

内容に御不明な点がございましたら、以下担当までお問い合わせください。

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課学校支援担当 電話 03(5320)6857